

(別紙)

新 旧 対 照 表

新	旧
<p>地域再生計画</p> <p>1. 地域再生計画の名称 (略)</p> <p>2. 地域再生計画の作成主体の名称 (略)</p> <p>3. 地域再生計画の区域 <u>甲州市の区域の一部 (旧塩山市、旧勝沼町の全域)</u></p> <p>4. 地域再生計画の目標 平成17年11月1日に塩山市、勝沼町、大和村が合併し誕生した甲州市は、山梨県甲府盆地の北東部に位置し、<u>人口36,652人 (平成19年4月1日現在)、面積264.0 km²</u>である。 <u>本計画では、合併前より地域再生計画対象地域としていた旧塩山市地域に、汚水処理施設整備が未完である旧勝沼町地域を加え効率的な施設整備を進める。</u> <u>対象となる旧塩山市の区域はその北部に位置し、25,652人 (平成19年4月1日現在)、面積184.74 km²</u>である。旧塩山市の大半は山林山岳地域で占められ、約20%が住民生活圏域となっている。生活圏域のほとんどは南側にあり、人口12,000人程度の市街地を形成し、周辺丘陵地帯に桃、ぶどう等の生産を行っている農村集落が点在している。北側の山林山岳地域は多摩川源流域で秩父多摩甲斐国立公園に指定され、東京都水源林にもなっていて自然環境に富んだ状況であ</p>	<p>地域再生計画</p> <p>1. 地域再生計画の名称 (略)</p> <p>2. 地域再生計画の作成主体の名称 (略)</p> <p>3. 地域再生計画の区域 <u>甲州市の区域の一部 (旧塩山市の全域)</u></p> <p>4. 地域再生計画の目標 平成17年11月1日に塩山市、勝沼町、大和村が合併し誕生する甲州市は、山梨県甲府盆地の北東部に位置し、<u>人口37,314人 (平成17年9月1日現在)、面積264.0 km²</u>である。 <u>旧塩山市の区域はその北部に位置し、人口26,215人 (平成17年9月1日現在)、面積184.74 km²</u>である。旧塩山市の大半は山林山岳地域で占められ、約20%が住民生活圏域となっている。生活圏域のほとんどは南側にあり、人口12,000人程度の市街地を形成し、周辺丘陵地帯に桃、ぶどう等の生産を行っている農村集落が点在している。北側の山林山岳地域は多摩川源流域で秩父多摩甲斐国立公園に指定され、東京都水源林にもなっていて自然環境に富んだ状況である。</p>

新	旧
<p>る。</p> <p><u>また、新たに加える旧勝沼町の区域は市南部に位置し、人口9,499人(平成19年4月1日現在)、面積36.54km²で、約50%が山林地域で占められ、住民生活圏域は甲州街道を中心に一部市街地を形成し、その周辺に農村集落が点在している。勝沼は全国的にも有数のぶどう産地で、ぶどう栽培、ぶどうの副産物であるワイン産業が盛んな地域で欧州的な雰囲気を持った農村地域である。</u></p> <p>本地域の公共水域の状況は、近年の生活様式の変化や主力産業の農業形態が米麦栽培から果樹栽培へ転換したことによる水利用形態の変化や住民の自然水利への関心、意識の低下等により荒廃、汚濁が生じている。</p> <p>このことから本地域では、水環境改善の対策として生活排水を処理するため、<u>旧塩山市は昭和54年度から市街地を中心に公共下水道事業、平成15年度から浄化槽の個人設置型事業、平成19年度から浄化槽の市町村設置事業を実施、旧勝沼町地域も昭和62年度から公共下水道事業を実施し汚水処理施設整備を行っている。</u></p> <p><u>甲州市としての汚水処理施設普及状況については、平成19年4月1日現在、公共下水道44.4%、浄化槽3.9%と合わせ48.3%となっており、旧塩山市地域は平成17年度からの地域再生計画による交付金活用により、平成21年度末までに普及率50%を目標とした施設普及に努め、平成18年度末の公共下水道の普及率は40.4%、浄化槽は5.1%と併せた汚水処理人口普及率は45.5%までに達して平成21年度の目標達成を果たせる状況である。</u></p> <p><u>一方、旧勝沼町地域については平成18年度末の普及率は4</u></p>	<p>本地域の公共水域の状況は、近年の生活様式の変化や主力産業の農業形態が米麦栽培から果樹栽培へ転換したことによる水利用形態の変化や住民の自然水利への関心、意識の低下等により荒廃、汚濁が生じている。</p> <p>このことから本地域では、水環境改善の対策として生活排水を処理するため、<u>昭和54年度から市街地を中心に公共下水道事業を、平成15年度から浄化槽の個人設置型事業を実施し、平成15年度末の公共下水道の普及率は34.6%、浄化槽は4%と汚水処理人口普及率は38.6%までに達したものの依然低迷している。</u></p>

新	旧
<p><u>8%に達しているが、整備計画施設が公共下水道事業のみとなっている事と、整備地域が市街地形成地域から周辺の点在する農村型住居地域へとなるため普及が難しい状況下である。</u></p> <p><u>このことから、旧勝沼町地域に新たに浄化槽事業を導入し、従来事業と併せ普及整備を図ることとし、平成21年度末までに市全体汚水処理人口普及率50%達成を目標とするとともに、旧塩山市・旧勝沼町地域ごとの汚水処理人口普及率についても50%達成を目標とする。</u></p> <p><u>甲州市全体の公共水域の環境改善を捉え、汚水処理施設の整備を一層促進し、市街地から山村地域までの生活環境の向上を図るとともに、市民に対し生活排水が環境に与える影響の周知や汚水処理施設の理解、並びに公共水域の美化活動による環境意識の高揚を図る。</u></p> <p><u>これにより、水環境の改善、川辺の生態環境の復活を実現し、水辺が市民の癒しの場としても観光資源としても有効に活用でき、市民活動による「ホテルの観賞会」や「鯉飼育」などの活動も拡充が可能となり、安らぎ（「安」「禅」）のある生活環境を作り出す。</u></p> <p>【数値目標】</p> <p><u>現在（平成19年4月1日現在）の汚水処理人口普及率48.3%を平成21年度までに50%、処理人口17,600人（塩山・勝沼行政人口35,161人対象）到達を目標とする。</u></p> <p>5. 目標を達成するために行う事業</p> <p>5-1 全体の概要</p> <p><u>公共下水道事業については、現行下水道事業認可区域の千野・赤尾地区を重点に整備を行う。また、浄化槽事業について</u></p>	<p><u>このため、汚水処理施設の整備を一層促進し、市街地から山村地域までの生活環境の向上を図るとともに、市民に対し生活排水が環境に与える影響の周知や汚水処理施設の理解、並びに公共水域の美化活動による環境意識の高揚を図る。</u></p> <p><u>これにより、水環境の改善、川辺の生態環境の復活を実現し、水辺が市民の癒しの場としても観光資源としても有効に活用でき、市民活動による「ホテルの観賞会」や「鯉飼育」などの活動も拡充が可能となり、安らぎ（「安」「禅」）のある生活環境を作り出す。</u></p> <p>【数値目標】</p> <p><u>現在の汚水処理人口普及率38.6%を平成21年度までに50%、処理人口13,200人（行政人口26,232人対象）到達を目標とする。</u></p> <p>5. 目標を達成するために行う事業</p> <p>5-1 全体の概要</p> <p><u>公共下水道事業については、現行下水道事業認可区域の千野地区を重点的に整備を行い、赤尾地区については平成19年度</u></p>

新	旧
<ul style="list-style-type: none"> ・公共下水道 $\Phi 200$ $L = 4,583m$ (うち単独事業量 $L = 803m$) 	<ul style="list-style-type: none"> ・公共下水道 $\Phi 200$ $L = 7,712m$
<ul style="list-style-type: none"> ・浄化槽 5~10人槽 146基 (個人設置型 <u>44基</u> 平成17~18年度) (市町村設置型 <u>102基</u> 平成19~21年度) 	<ul style="list-style-type: none"> ・浄化槽 5~10人槽 146基 (個人設置型 <u>56基</u> 平成17~18年度) (市町村設置型 <u>90基</u> 平成19~21年度)
<p>なお、各施設による新規の処理人口は下記の通り。 公共下水道 千野地区で<u>236人</u>、赤尾地区で<u>130人</u>、 浄化槽は公共下水道計画区域外で525人</p>	<p>なお、各施設による新規の処理人口は下記の通り。 公共下水道 千野地区で<u>271人</u>、赤尾地区で<u>187人</u>、 浄化槽は公共下水道計画区域外で525人</p>
<p>[事業費]</p>	<p>[事業費]</p>
<p>公共下水道 事業費 <u>340,000千円</u> (うち、交付金 <u>170,000千円</u>)</p>	<p>公共下水道 事業費 <u>440,000千円</u> (うち、交付金 <u>220,000千円</u>)</p>
<p>単独事業費 <u>100,000千円</u></p>	<p>単独事業費 <u>272,200千円</u></p>
<p>浄化槽(個人型) <u>17,523千円</u> (うち、交付金 <u>5,841千円</u>)</p>	<p>浄化槽(個人型) <u>22,353千円</u> (うち、交付金 <u>7,451千円</u>)</p>
<p>浄化槽(市町村設置型) 事業費 <u>94,782千円</u> (うち、交付金 <u>31,594千円</u>)</p>	<p>浄化槽(市町村設置型) 事業費 <u>90,000千円</u> (うち、交付金 <u>30,000千円</u>)</p>
<p>合計 <u>452,305千円</u> (うち、交付金 <u>207,435千円</u>)</p>	<p>合計 <u>552,353千円</u> (うち、交付金 <u>257,451千円</u>)</p>
<p>単独事業費 <u>100,000千円</u></p>	<p>単独事業費 <u>272,200千円</u></p>
<p>5-3 その他の事業 (略)</p>	<p>5-3 その他の事業 (略)</p>
<p>6. 計画期間 (略)</p>	<p>6. 計画期間 (略)</p>
<p>7. 目標の達成状況に係る評価に関する事項 (略)</p>	<p>7. 目標の達成状況に係る評価に関する事項 (略)</p>

新	旧
8. 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項 (略)	8. 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項 (略)